

社会福祉法人清明会定款

第1章総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障がい者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障がい福祉サービス事業の経営

(ロ) 特定相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人清明会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域で生活する障がい者及びその世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長野県岡谷市湖畔一丁目18番19号に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を長野県諏訪郡富士見町落合9507番地1に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員全員が出席し、その過半数をもっておこない、かつ外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額で、年間 10 万円を上回らない額を報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 9 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をする事ができる。

(役員任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のも

のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第 20 条 理事又は監事が、次の何れかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 業務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(役員 の 報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 22 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人を設置経営する施設の長、他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 23 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 24 条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 顧問

(顧問)

第 28 条 この法人に理解が深く、且つ学識経験のあるものの中から顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の重要な事項について、理事会及び理事長の諮問に応ずる。

第 7 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 長野県諏訪郡富士見町落合字宇沢 9404 番 2 山林 (628.00 m²)
- (2) 長野県諏訪郡富士見町落合字宇沢 9404 番 3 宅地 (103.13 m²)
- (3) 長野県諏訪郡富士見町落合字小手沢 9507 番 1 宅地 (7147.35 m²)
- (4) 長野県諏訪郡富士見町落合字小手沢 9512 番 2 原野 (120.00 m²)
- (5) 長野県諏訪郡富士見町落合字小手沢 9504 番 4 宅地 (2498.00 m²)

(6) 長野県諏訪郡富士見町落合字小手沢9486番2 宅地 (968.91 m²)

(7) 長野県諏訪郡富士見町落合字小手沢9506番2 宅地 (252.89 m²)

(8) 長野県諏訪郡富士見町落合字宇沢9404番1 山林 (660.00 m²)

(9) 長野県諏訪郡富士見町落合字小手沢9491番1 山林 (1838.00 m²)

合計 9筆 4,216.28 m²

(10) 建物 本館

長野県諏訪郡富士見町落合字小手沢9507番1

構造:鉄筋コンクリート造亜鉛鍍金鋼板葺3階建(一部鉄骨造)

床面積	1階	488.07 m ²
	2階	1,629.28 m ²
	3階	928.73 m ²
	合計	3,046.08 m ²

(11) 建物 集会場

長野県諏訪郡富士見町落合字小手沢9507番1

構造 鉄筋造亜鉛鍍金鋼板葺2階建

床面積	1階	54.27 m ²
	2階	51.03 m ²
	合計	105.30 m ²

(12) 建物 体育館

長野県諏訪郡富士見町落合字小手沢9507番1

構造 鉄筋造亜鉛鍍金鋼板葺平屋建

床面積	402.98 m ²
-----	-----------------------

(13) 建物 機械室(体育館)

長野県諏訪郡富士見町落合字小手沢9507番1

構造 鉄筋造亜鉛鍍金鋼板葺

床面積	15.00 m ²
-----	----------------------

(14) 建物 富士見町グループホーム

長野県諏訪郡富士見町落合字南原山9984番地687

構造 鉄筋造亜鉛鍍金鋼板葺2階建

床面積	1階	106.24 m ²
	2階	90.91 m ²
	合計	197.15 m ²

(15) 建物 Jumpin'

長野県諏訪郡富士見町落合 9466-1、9467-3

構造 軽量鉄骨造平屋建

床面積	264.75 m ²
-----	-----------------------

(16) 建物 日中活動棟・Jumpin'2号館

長野県諏訪郡富士見町落合字小手沢 9486 番地 2

構造 鉄骨造合金鍍金鋼板葺 2階建

床面積 1階 242.48 m²

2階 83.04 m²

合計 325.52 m²

3 その他の財産は、基本財産、公益事業財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、長野県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長野県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る)。

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会が定める方法により、理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事業所及び従たる事業所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事会が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 資金収支計算書及び事業活動計算書
- (5) 貸借対照表及び資金収支計算書及び事業活動計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会の報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事業所に5年間、また、従たる事業所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事業所及び従たる事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持

しつつ、自律した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 諏訪圏域障がい者就業・生活支援センターすわーくらいふ

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を経て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長野県知事の許可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、延滞なくその旨を長野県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人清明会の掲示場に掲示するとともに、清明会ホームページへの掲載、機関紙「しらかば」及び官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 小 口 悦 司
理 事 小 澤 年 江
 " 笠 原 忠 雄
 " 坂 本 要
 " 清 水 忠
 " 坂 本 喜 彦
 " 宮 坂 久 臣
 " 和 久 井 朔 次
監 事 新 村 博
 " 花 岡 宏

- ・ この定款は、平成2年7月1日から施行する。
- ・ 第1条(2)(イ)は平成3年4月1日より適用する。
- ・ 第13条(資産区分)のうち土地について平成3年4月30日から変更する。
- ・ 第1条(1)(ロ)は平成5年4月1日より適用する。
- ・ 第13条(資産の区分)土地、建物について平成6年5月21日から変更する。
- ・ 第13条(資産の区分)建物集会場を追加する。平成7年3月27日から適用する。
- ・ 第13条(資産の区分)建物体育館、機械室を追加する。平成8年5月29日から適用する。
- ・ 第13条(資産の区分)建物体育館の増築による床面積増は平成9年5月28日から適用する。
- ・ 第1条(目的)は内容を変更し平成13年9月1日から適用する。
- ・ 第2章(役員及び職員)はその内容を変更して平成13年9月1日より適用する。
- ・ 第4章(公益を目的とする事業)を新たに追加し、平成13年9月1日より適用する。
- ・ この定款は、平成13年4月1日付定款準則に従って整え、平成13年9月1日より適用する。

- ・ 第3章(評議員及び評議員会)は平成15年4月1日から適用する。
- ・ 第4章(公益を目的とする事業)は平成15年3月31日削除する。
- ・ 第2章(役員及び職員)の変更は平成15年4月1日から適用する。
- ・ 第1章目的の変更は平成15年4月1日から適用する。
- ・ 第19条の変更は平成16年4月1日から適用する。
- ・ 第1条(目的)(ハ)の追加は平成16年5月22日より適用する。
- ・ 第7条(役員を選任等)の変更は平成17年4月1日より適用する。
- ・ 第19条(資産の区分)(22)の追加は平成17年3月1日より適用する。
- ・ 第1条、第3条、第9条、第11条、第14条7項、第15条2項、第20条、第7章、第32条及び別表1の変更は平成17年8月22日より適用する。
- ・ 第1章第1条(目的)の変更は平成18年8月21日より適用する。
- ・ 第1章第1条(目的)表記の変更及び第5章公益を目的とする事業、第27条(種別)、第28条(余剰金の発生した場合の処分)の追加は平成21年4月1日より適用する。
- ・ 第1条(目的)表記の変更、第9条(理事会)「理事長専決事項 別表1」の削除及び第7項の変更、第10条(理事長の職務の代理)表記の変更、第19条(資産の区分)第1項、第3項の変更及び第4項の追加、第28条(種別)(1)の表記変更及び(2)の追加、第34条(公告の方法)の表記変更、別表1 理事長専決事項表の削除は平成22年3月24日より適用する。
- ・ 第28条(1)の表記変更及び諏訪養護学校学童クラブ事業の廃止に伴う(2)の削除は平成23年12月14日理事会の承認を得て、平成24年4月1日より適用する。
- ・ 第1条(目的)(1)(イ)の表記変更及び(2)(ロ)(ハ)の変更は平成24年4月1日から適用する。
- ・ 第1条(目的)(1)(ロ)「一般相談支援事業」の削除は平成25年12月19日より適用する。
- ・ 第2条第2項(13)の追加は長野県の認可を受けた平成28年12月21日より適用する。
- ・ この定款の変更は平成29年4月1日より適用する。
- ・ 第2条第2項(8)(9)の追加は長野県の認可を受けた平成30年4月24日より適用する。